

公的・準公的資金の運用・リスク管理等の高度化等に関する  
有識者会議（第3回）

議 事 要 旨

日時：平成25年8月23日（金）16:45～18:15

場所：中央合同庁舎第4号館12階共用1214特別会議室

- 冒頭、事務局より、議事次第について説明。
- その後、オンタリオ州公務員年金基金（OMERS）から、資料に沿って運用の現状等について説明が行われた後、委員からの質疑が行われた（OMERSは質疑後退席）。

続いて、総務省から独立行政法人について、文部科学省から国立大学法人について、運用の現状等に関する説明が行われた後、委員からの質疑・意見交換が行われた。委員からの主な質問・意見は以下のとおり。

【オンタリオ州公務員年金基金（OMERS）関係】

（ガバナンスについて）

- ・ オンタリオ州政府は、OMERSの運用に対して、どの程度関与しているのか。
- ・ OMERSのBoardはどのような人材で構成されているのか。

（運用の在り方について）

- ・ 一般論として、アクティブ運用の収益率はパッシブ運用と変わらないという意見もあるが、どのような理由でアクティブ運用を採用したのか。また、具体的にどのようなアクティブ戦略をとっているのか。
- ・ リーマンショック後、多額の損失を出したこともあるようだが、国民や年金受給者の受け止め如何。

- ・ 本有識者会議における各資金のガバナンスの在り方や、運用の多様化等に関する議論に対して、何かアドバイスはないか。
- ・ 非上場企業などに投資する際、どのように情報収集を行っているのか。また、時価評価が困難な非上場企業などへの投資をどのように評価しているのか。さらに、新興国のインフラへの投資について、どのように考えているか。
- ・ 幾つかの子会社を通じて運用を行っているようだが、資金全体のポートフォリオをどのように構築しているのか。

(その他意見)

- ・ 積立不足の解消のためには、保険料率の引上げとともに、リスクを取った運用を行うという理解でよいのか。
- ・ どのように専門的人材を確保しているのか。専門的人材の報酬評価等はどのような仕組みなのか。

【独立行政法人・国立大学法人について】

(ガバナンスについて)

- ・ 株式会社は取締役会という合議体で意思決定を行っているのに対して、独立行政法人は、規模に関係なく、理事長1人で意思決定を行う仕組みになっている。当該制度の趣旨如何。
- ・ GPIFの運用委員会の委員を常勤とすることは、現行制度の枠組みで可能か。
- ・ 合議制の理事会で意思決定を行うことは、理事長への権限集中を定める現行制度とは相容れないこととなるのか。
- ・ 独法制度上、所管大臣が独法をチェックする仕組みになっているが、チェックは効果的に機能しているのか。

(運用の在り方について)

- ・ 独法の運用について、法律上限定列挙された商品にしか投資できない仕組みになっているが、その抜け穴として、仕組債への投資が行わ

れ、大きな損失が生じている事例や、必ずしも専門家でない人間が運用を担当しているといった問題があるのではないか。

- ・ 現状、投資対象が限定されている結果、ミドルリスク・ミドルリターンの運用ができていない。複数の法人の資金をまとめて運用することなどにより、ミドルリスク・ミドルリターンの運用も行うべきではないか。
- ・ 運用を主たる業務として行う法人とそうでない法人がある中、一律の制度でくくるのは困難ではないか。
- ・ 資料中、「投機的な金融取引は要求されていない」とあるが、何を以って投機的としているのか。国債にもリスクはあると思うが、どうか。

(その他意見)

- ・ 現行制度の下で多額の報酬により運用のプロを雇用することは可能か。

(以 上)